

2011年度 政治経済学

小倉利丸

ogura@eco.u-toyama.ac.jp *

2011年12月1日

8 労働日と労働時間

8.1 概観

前回説明したように、資本の価値増殖の根拠には、労働者による必要労働を超えた労働＝剰余労働があった。剰余労働が利潤の源泉をなすとするば、より長時間の労働時間かより少ない必要労働が剰余労働の獲得にとって有利になることは言うまでもない。このことは、資本にとっては、低賃金と長時間労働への動機づけとして自覚される。

今回は、こうした長時間労働と必要労働の縮小化について、資本主義的な経済システムの確立をみた時代、同時に経済学の理論的基礎が構築された時代、すなわち19世紀の産業革命真っ只中のイギリスにおける工場労働者の実態に即して述べる。2世紀近い歴史的過去の事例を取り上げるのは、この事例が『資本論』の資本主義分析の対象になっていたからだが、同時に、ここで示されたいいくつかの具体的な事例は、日本が近代化、工業化を果たす過程においても同様の問題に直面してきたし、現在でも当てはまる資本主義経済に内在する深刻な問題でもある点を強調しておきたい。

18世紀から19世紀にかけて、低コストのための労働条件の悪化と長時間労働、子どもや女性の長時間、深夜労働、不純物を混入させた粗悪な食品生産などが、資本間の競争のなかで蔓延するようになる。市場経済それ自体には、こうした傾向を自律的に制御して健全な<労働力>再生産のレベルに労働時間を短縮したり工場環境を整備し、出来上がった製品の品質を確保するメカニズムは存在しないことが明確になり、その結果として、労働時間の規制などは、市場ではなく法に基づく規制と政府による工場に対する監督が必要であることが自覚されるようになる。こうした法的規制は、労働者の要求によって始めて具体化されたのであって、一定の社会的な闘争の過程が必要だった。

8.2 労働日

前回までに述べた剰余労働と必要労働、可変資本とは何なのかについて、以下、『資本論』から引用しておく。

われわれは労働力とその価値どおりの価格で買われ、また売られるという前提から出発した。労働力

* 携帯 070-5553-5495

の価値は他のあらゆる商品の価値と同じように、その生産のために必要とされる労働時間によって決まる。したがって労働者の日々の平均的生活手段を生産するのに六時間を要するとすれば、労働者は自分の労働力を日々生産するために、あるいは自分の労働力を売って得られる価値を再生産するために一日平均六時間働かなければならない。(略)

労働日は不変量ではなく可変量である。その二つの部分の一方は労働者自身のたえざる再生産のために必要とされる労働時間によって決まるが、その全体の大きさは剰余労働の長さや持続時間によって変化する。したがって労働時間は確定することはできるが、それ自体としては不確定なものである。

このように<労働力>の再生産に必要な生活手段に投下された労働量に等しい労働時間を必要労働時間と呼ぶ。この必要労働時間は、労働者が必ず労働しなければ社会的に<労働力>の再生産に支障をきたす部分である。この必要労働時間を超えて労働者が労働する部分が剰余労働時間となるが、この部分は、一日 24 時間を理論的な上限として、何時間になるのかは、必要労働時間の定義からは導くことができない。資本にとっては、より大きい剰余価値取得のためにはより長い剰余労働時間を求めようとし、労働者はなるべく多くの自由な時間とより小さい労苦で自己の<労働力>再生産を実現しようとするからより短い剰余労働時間を求めようとする。

理論的には、<労働力>も他の商品同様、価値どおりの価格での売買が市場経済の基本的な「ルール」であり、市場の自由な競争に委ねれば、価値を基準とした価格水準が達成されるというのが、理論の前提である。<労働力>の場合も価値どおりの価格による売買を前提としても、剰余価値（その根拠となる剰余労働）が取得でき、資本は一定の利潤を取得できる。

しかし、これまでの述べてきたように、市場は必ずしもすべての参加者が対等な力をもつとは限らない。特権的市場と従属的市場のように、市場全体が他の市場との間で優劣がある場合が歴史的な経験からすれば市場経済の一般的な傾向であった。<労働市場>は、一般的に買い手（資本家）が有利な市場であり、その結果として、<労働力>の売買そのものは形式的な契約の自由に基づき、労働者も自らの自由な意思で<労働力>を売るとしても、実態は買い手が主導権を握る。一般に、商品売買でも、買い手＝貨幣所有者が買うかどうかの意思決定権をもち、買い入れた商品を自らの所有物として自由に使用するように、<労働力>商品の売買でも、買い手の資本家が買うかどうかの決定権を持つと同時に、その使用についても決定する権限をもつ。しかし、一般の商品とは異なって、<労働力>は売り手の労働者と分離できないから、資本家の<労働力>の自由な使用は、労働者に過剰な負担をかける場合が生じる。

資本主義的生産様式の基盤のうえでは、必要労働はつねに労働時間のいちぶぶんではありえない。つまり労働時間はけっして最低限度にまで引き下げられることはない。これに対して労働時間には最大限度がある。労働日はある一定の限度以上には延長できない。この最大限度は二重に規定されている。一つは労働力の肉体的限度である。24 時間からなる自然日の間に、人間は一定量の生命力しか支出できない。たとえば馬は毎日 8 時間以上は働けない。一日のある部分で力は休息と睡眠をとらねばならず、また人間は別の一部で食物を摂取したり、身を清めたり、服を着たりといった身体的欲求をみたさねばならない。こうした純粋に肉体的限度に加えて、労働日の延長には道徳的限度がある。労働者は精神的、社会的欲求を満足させるための時間を必要とする。その時間の規模や時間数は一般的な文化状態によって決まる。そのような理由から、労働日の変域は肉体的、社会的眼科医の範囲内で動く。

近代資本主義の歴史的な事実として、労働時間についての法的な規制が成立する前には、<労働力>商品の売買は、必ずしも一日の労働時間を契約に明記した売買ではなく、買い入れた<労働力>の使用価値を何時

間にわたって「消費」するか（つまり、労働させるか）は、買い手＝資本家の判断に委ねられてきた。その結果、労働時間は長時間化する傾向が一般的な傾向だった。これに対して、労働者はより短い労働時間を要求するが、労働市場は常に過剰な＜労働力＞の供給圧力のもとに置かれ、しかも、仕事にあぶれるとその日の生活すらままならない賃金水準に束縛されて、資本家の要求を受け入れざるを得ない不利な市場競争の環境にあった。マルクスはこのような労働市場の状態と買い手である資本家に有利な環境を次のように皮肉まじりに指摘している。

資本家は商品交換の法則を論拠にしているのである。資本家も他の買い手と同じように、自分が買った商品の使用価値から最大限の効用を引き出そうとする。しかしそのとき、突如として労働者の声がある。疾風怒濤の生産過程のなかで黙してきた次のような声が。

僕（労働者）が君（資本家）に売った商品は以下の点で他のありふれた商品とは異なっている。僕が売った商品は使用することによって価値を生む、しかもそれ自身の価値以上の価値を生む。これこそ君がこの商品を買った理由だった。君の側で資本の価値増殖と見えるものは僕の側では労働力の過剰支出だ。君も僕も市場ではただ一つの法則しか知らない。つまり商品交換の法則だ。そして商品の消費は商品を譲渡した売り手ではなく、商品を手に入れた買い手にゆだねられている。だから僕の日々の労働力使用は君にゆだねられている。しかし労働力を毎日売っているその価格で、僕は自分の労働力を日々再生産し、それを新たに売ることができなければならない。年齢その他の自然な消耗は別とすれば、僕は明日もまた今日と同じような力と健康と活力にみちた標準状態で働くことができなければならない。君は僕にたえず「儉約」や「我慢」の説法を垂れる。よし、それならわかった。かしこい儉約家の主人のように僕だって自分の唯一の財産である労働力を儉約し、労働力のばかげた無駄遣いはやめようじゃないか。僕はこれから日々労働力を、その標準的持続と健全な発達にさしさわりのない範囲でのみ放出し、運動や労働に変容させることにしよう。君は労働日を際限なく延長することによって、僕が3日かけても補いきれないほどの労働力を一日で放出させることができる。君がそこで得る労働の分だけ僕は労働実態を失っていく。僕の労働力を利用することと僕の労働力を奪うことはまったく別のことだ。（略）僕は標準的な長さの労働日を要求する。他のあらゆる売り手と同様、僕は僕の商品に見合う価値を要求するからだ。

労働時間の長さについては、資本家と労働者の間で対立する利害、あるいは権利と権利との衝突がある。この利害の調整は、労働市場の需給状況（景気の動向を反映した失業率の高さなど）だけでなく、両者の力関係（労働者の交渉力の強さ）、法的な規制を通じた調整によって市場経済の外部の政治的な権力作用を通じてなされる以外にない。

限界はきわめて弾力性に富んでいるものの、労働日の限界、したがって剰余労働の限界は商品交換そのものの性質からは生じない。資本家は労働日をできるだけ延長し、できれば一労働日を二労働日にしようとし、そのさい買い手としての権利を主張する。他面、売られた商品の特殊な性質には、買い手がそれを消費するさいの限界がおりこまれている。そして労働者は労働日を一定の標準値に制限しようとし、そのさい売り手としての権利を主張する。つまりここには権利と権利の二律背反が生じており、しかも双方の権利は同じように商品交換の法則によって太鼓判を押されている。同じ権利同士のあいだでは力が事を決する。こうして資本主義的生産の歴史においては労働日の標準化が労働日の諸制限をめぐる闘争となって現れる—それはすべて資本家すなわち資本家階級と、すべての労働者すなわち労働者階級のあいだの一闘争である。

労働時間が長くなるということは、昼間だけでなく労働が夜間、深夜に及ぶことを意味する。あるいは、工場を 24 時間稼働させるという場合には、昼夜交代の労働体制が組まれる。こうした長時間深夜労働が労働者の生活や健康に重大な影響をもたらすことになる。

他方で、剰余労働時間の取得が必要労働時間の短縮によっても可能であることから、子どもの労働が蔓延するようになる。子どもに支払われる賃金は、家計を補助するレベルでよく、しかも大人に比べて従順であることから、子どもの労働に対して明確な法的禁止のない場合には必ずと言っていいほど子どもの労働が蔓延する。19 世紀半ばのイギリスにおいても児童労働禁止の法制化がなされるまでは子どもの労働が単純労働の担い手として広汎に利用された。しかも、長時間深夜労働での利用も蔓延した。(以下の具体的な事例を参照)

8.2.1 剰余労働への渴望：何が動因なのか

経済が人々の生存(生活)に必要な生産物の生産に限定されている場合には、無際限な生産の拡大は意味をなさない。しかし、貨幣的な富や利潤を目的とする経済が支配的になると、生産は無際限に拡大される傾向をもつ。このような傾向は、資本主義に限ったことではない。「古代においても、金銀生産のように交換価値を自立した貨幣形態として獲得する目的としているところでは超過労働が凄惨をきわめた。致死労働がそのでの超過労働の公認形態だった。」とマルクスは指摘しているが、同様のことは、近代以前の日本の金山での労働(その多くが囚人労働によって担われていた)でも知られている。

奴隷労働のような過酷な労働は近代以前から知られる労働の形態だが、この奴隷労働も、主人の生活の必要を超えて利潤や貨幣的な富を獲得するための労働として利用されるにつれて労働は過酷になった。

奴隷制や賦役労働等々といった低次の形態で生産をおこなっていた諸民族が資本主義的生産様式に支配された世界市場へと引き入れられ、生産物の外国への販売が世界市場の主たる関心となるやいなや、奴隷制や農奴制等といった原始的残酷さは超過労働という文明化された残酷さに接ぎ木された。たとえばアメリカ合衆国南部諸州における黒人労働は、生産労働が主として直接の自己需要に向けられていたあいだはまだ適度な家父長制的性格を保持していた。しかし綿花輸出がそれらの州の死活問題になるにつれ、黒人の超過労働—それは往々にして七年間の労働で生命を消耗しつくすようなものだった—が計算されたシステムの、ないしはそれ自身が計算をおこなうシステムの要素となった。こうなると眼目はもはや一定量の有用な生産物をそこから取り出すことなどではない。肝心な事は剰余価値それ自体の生産である。

賦役労働では、農民が自分のために行う労働と領主のために行う労働は空間的にも時間的にも区別されるために、実感として剰余労働の大きさが理解できた。ところが、資本主義における剰余労働は空間的にも時間的にも必要労働と区別すること自体が不可能である。1850 年制定の工場法では 10 時間労働が標準労働日と定められた。この労働時間が守られているかどうかをイギリスでは内務省直属の工場視察官が監視し、半年に一回議会に報告される。この報告書はマルクスが『資本論』で工場労働の実状を分析する上で繰り返し参照したものだ。

この工場視察官による報告書には、工場主がいかに法の網の目を回避して、「小さな時間泥棒」を積み重ねて、膨大な超過労働 = 剰余労働を得ていたかが克明に記されている。たとえば、始業時間を 15 分早く始め、終業時間を 15 分遅くする、法で定められた休憩や食事時間を 5 分短縮するといった方法を用いて、労働時間を少しずつ詐取する方法が蔓延したことが報告されている。このような労働時間の違法な延長は、当時だけでなく、現在に至るまで繰り返されてきた方法である。

こうした労働時間の延長への資本の欲望は、景気が悪化している時期ですら続いた。工場視察官は「ほとん

どの工場では経営状態の悪化から操業時間が半分に短縮されている。それにもかかわらず、いまなお私のもとには労働者に法的に保証された食事・休養時間から毎日半時間あるいは四分の三時間が奪われているという訴えが以前と同じように多く寄せられている」と報告している。好況期は、需要の拡大に対応するために長時間労働による生産高の増加が行われるが、不況期は、需要の低迷のなかで資本間の競争は価格引き下げ競争になる。その結果として、＜労働力＞のコストを低減するために、労働時間の詐取が起きる。

「法定時間を超える超過労働によって得られる特別利潤は、多くの工場主にとって抵抗しがたいほど大きな誘惑のようである。彼らはみつからずにすむ幸運をあてにしており、かりに露見したとしても、わずかな罰金や裁判費用を差し引いてなお黒字決算が確保されることは計算済みである。」「一日のあちこちで小さな時間泥棒を積み重ねることによって追加時間を稼ぐという手法に対しては、視察官がその証拠を集めるのは至難の業である。」^{*1}

8.2.2 労働時間の規制のない諸産業

19 世紀のイギリス（当時の先進国であり、紡績などの機械制大工業は先端産業であった）では、労働時間の規制を受けない多くの産業があった。こうした産業では、子どもの深夜労働などを含めて露骨な労働時間の長時間化が当たり前となっていた。労働時間の法的な規制が徐々に確立してくるのは 19 世紀のイギリスにおいてである。以下、マルクスが『資本論』で引用している当時の公的な報告書などの具体的な事例によって、労働時間と労働現場がどのような状態にあったかを示そう。

■レース製造業 工場監察官によるノッティンガム市のレース産業についての報告には以下のような記述がある。

「夜中の 2 時、3 時、4 時に、9 歳から 10 歳の子供たちが汚いベッドのなかからたたき起こされ、ただ露命をつなぐためだけに夜の 10 時、11 時、12 時までむりやり働かされる。彼らの手足はやせ細り、体躯は縮み、顔の表情は鈍磨し、その人格はまったく石のような無感覚のなかで硬直し、見るも無残な様相を呈している。（略）この制度はモンタギュー・ヴァルビ神父が述べているとおり無制限な奴隷制、社会的、肉体的、道徳的、知的な意味での奴隷制である。… 男子の労働時間を一日 18 時間に制限すべきことを誓願するために公開会議を開くような一都市を人はいったいどう思うだろうか。… われわれはヴァージニアやカロライナの農園主たちを大声で非難する。しかしヴェールやカラーを資本家の利益のために製造する目的で緩慢に人間を屠殺するこうしたやり方が、鞭で脅しながらあくどい人肉取引をする黒人奴隷市場よりましなどと、いったい言えるのだろうか？」

■陶器製造業 マルクスは枢密院医務官の命令で公開された『公衆衛生。第三次報告書』や『児童労働調査委員会。第一次報告書』などを参照しながら、陶器産業における児童労働について次のように書いている。

9 歳のウィリアム・ウッドが「働き始めたのは 7 歳と 10 ヶ月のときだった」。彼の仕事は最初から「型運び」（型にながしこんだ商品を乾燥室に運び、次に空の型を持ち帰る）だった。平日には毎朝 6 時にやって来て仕事が終わるのは夜九時頃だった。「平日夜 9 時まで働く。たとえばここ 7、8 週間是这样だった」。すなわち七歳の子どもに対して 15 時間労働である！十二歳の少年 J. マレーはこう証言して

^{*1} 『資本論』第 8 章「労働日」で引用されている『工場視察官報告書。1856 年 10 月 31 日』

いる。「ぼくは型運びと、ろくろ回しをしている。ぼくは朝 6 時、ときには朝 4 時に来る。昨晚は徹夜で今朝は 6 時まで働いた。昨日の夜からベッドに入っていない。ぼくのほかに 8、9 人の他の少年たちが昨晚は徹夜で働いた。一人を除いて全員が今朝再びやって来た。ぼくは週に 3 シリング 6 ペンスもらっている。徹夜で働いても余分にはもらわない。先週は二晩徹夜で働いた」。

こうした長時間労働が子どもの頃から行われている結果、陶工の心身の健康状態についても大幅な悪化がみられている。

ドクター・グリーンハウはストーク・アポン・トレントとウルスタントンの製陶業地域での平均寿命が特異的に短いことを証言している。ストーク地区で製陶業についているのは二十歳以上の男性住民の 36.6 %、ウルスタントンでは 30.4 % にすぎないのに、二十歳以上の男性の胸部疾患による死亡者のうちストーク地区では半数以上が、またウルスタントン地区では 5 分の 2 が陶工によって占められている。(略)

1863 年の委員たちの報告には次のような証言がみられる。ノース・スタッフォードシャー病院の医長ドクター・J・T・アーレッジはこう述べている。「一つの階級としての陶工たちは、男女ともに... 肉体的、精神的に退化した住民層を代表している。通常彼らは発育不全で体格が悪く、しばしば胸部に奇形がみられる。彼らは早く老化し短命である。(略) とりわけ彼らによく見られるのは、肺炎、肺結核、気管支炎、喘息などの胸部疾患である。(略) この地区の住民の退化がさらに悪化しないですんでいるのは、ひとえに近隣の農村地区から人を集めていることと、健康な人びととの婚姻がおこなわれているおかげにすぎない」。

■ マッチ製造業 マッチの原料であるリンに由来する職業病と劣悪な労働環境で有名な産業のひとつだった。

1845 年以来、マッチ製造業はイギリスで急成長をとげ、ロンドンの人口集中地区から、たとえばマンチェスター、バーミンガム、リヴァプール、ブリストル、ノリッジ、ニューカッスル、グラスゴーにいたるまで広がった。(略) 労働者の半数は 13 歳未満の児童および 18 歳未満の青少年である。マッチ製造業は、その不衛生と不快さのためにきわめて評判が悪く、飢餓に貧した寡婦等、労働者階級でももっとも零落した層しかわが子を送り込まないようなところだった。送られてくるのは「ぼろをまとい飢え死にしかけた、まったく放擲され教育を受けていない子供たち」である。ホワイト委員が聞き取りをおこなった証人のうち 270 人が 18 歳未満、40 人が 10 歳未満、そのうち 10 人はわずか 8 歳、5 人はわずか 6 歳だった。労働日は 12 時間から 14、15 時間にわたり、夜勤、不規則な食事、しかもほとんどがリン毒に汚染された作業場内での食事である。

■ 壁紙工場 繁忙期には朝 6 時から夜 10 時あるいは深夜まで労働が続く。

J・ライトボーンの言。「ぼくは 13 歳です。... この冬、僕たちは夜 9 時まで働きましたが、その前の冬は夜 10 時まででした。この冬は足の傷が痛くて、ほとんど毎晩泣いて過ごしました」。G・アスブドゥンの言。「私はこの子が 7 歳の時、この子を背中におぶっていつも雪の上を往復したものです。そしてこの子は 16 時間働くのが普通でした！... 私はこの子が機械についているとき、よくひざまずいて口に食べ物を運んでやったものです。というのも機械の前を離れたら機械を止めたりすることはこの子には許されていなかったからです」。

こうした過酷な労働にもかかわらず、当時の工場経営者や支配人の認識では、「機械労働は軽い仕事だ」とか、「朝 6 時から夕方 6 時までという工場法の時間は（短すぎるので）われわれには合わない」とか、昼食時間に機械を止めることに付随する損失「は歓迎されない」などという主張がなされていた。こうした当時の工場における子どもの労働に対してマルクスは次のようにコメントしている。

（食事のために機械を止めることが経済的に損失になるからといって）それは 13 歳未満の児童や 18 歳未満の青少年たちに 12 – 16 時間も昼食を「与えないでおいなり」、まるで蒸気機関に石炭や水を補給したり、綿花に石けんを加えたり、歯車に油を差したりするのと同じしかたで彼らに食事を供してよい「十分な理由」にはならない。それではまるで生産過程そのものの渦中で、たんなる労働手段の補助材料として食事を与えているようなものである。

■製パン業 問題は長時間労働だけではなく、さらに製品の品質にも大きな影響が及んだ。利潤をあげるために、品質のごまかしが蔓延した。1855-6 年の「食品の不正製造に関する」下院委員会やドクター・ハッサル『発見された不正製造』で露見したパンの不正製造によって、1860 年に「飲食物不正製造防止法」が成立するが、それも有効とはいえなかったとマルクスは指摘している。マルクスが紹介している例では、ミョウパンを粉末にしたりして「パンのもと」という名称で販売された。「自分の食べているパンに実際に日々一定量の人間の汗が混入している... しかもミョウパン、砂その他の結構なミネラル成分はまだいいとして、腫れ物の膿や蜘蛛の巣、ゴキブリの死骸や腐ったドイツ酵母まで混ぜ込まれていた」など。こうしたことが起きたのは、長時間の劣悪な労働環境にあった。以下は『パン職人より提出された苦情に関する報告書』1862 年からマルクスが引用した記述である。

「ロンドンのあるパン職人の労働は通常夜中の 11 時に始まる。この時間に彼は生地をこねる。パンの大きさと品質にもよるが 30 分から 45 分はかかるきわめて骨の折れる行程である。それから彼はこね板の上に横になる。この板は生地を作る槽の蓋としても使われる。その板の上で彼は一枚の粉袋を頭の下に、もう一枚を腹の上に置いて 2、3 時間眠る。それから 5 時間のあわただしい間断のない仕事が始まる。（略）食パンやロールパン等を作る仕事が一段落するとパンの配達が始まる。日雇人の多くが今述べたようなきつい夜勤を終えたあと、日中はパンをかごに入れて運び、あるいは荷車に載せて家から家へと押し歩く。そしてその間にパン焼き部屋にもときどき戻って作業する。」

こうした不正なパン製造が行われるようになったのは、昔からのことではなく、パンの生産が市場経済に巻き込まれ、パン職人の熟練職人としての労働への尊厳が失われ、資本間の競争と利潤動機に導かれるようになり、さらに都市の労働者階級の貧困が安価な食料品需要を高めるにつれて始まったことだった。

パンの不正製造と、パンを正規価格以下で売る製パン業者階級がイギリスに登場してきたのは 18 世紀初頭以来のことである。それはちょうど、パン製造業のツunft（同職組合）としての性格が解体し、資本家が製粉業や粉問屋という姿をとって名目だけのパン焼き親方の背後に控えるようになった時期と一致している。それによって資本主義的生産の土台が、すなわち労働日の無制限な延長と夜間労働のための土台が築かれた。もっとも夜間労働に関しては、ロンドンでさえ本当の意味で定着したのは 1824 年になってからのことである。

■鉄道労働者 鉄道は当時の最先端の交通手段であったが、その労働環境は過酷であり、その結果として甚大な鉄道事故も起きた。数百名が犠牲になった鉄道事故で車掌、機関手、信号手が訴えられたが、事故の原因は

不注意によるものとされた。しかし、被告人たちは、次のように抗弁した。

10 年前から 12 年前までは、自分たちの仕事は一日 8 時間にすぎませんでした。ここ 5、6 年の間にそれが 14 時間、18 時間、20 時間に延長され、行楽列車の季節のように旅行好きが殺到する時期には労働時間は中段なく 40 時間から 50 時間になることがよくあります。私たちとて普通の人間にかわりなく、超人ではありません。ある時点がくると自分たちの労働力は支障をきたすようになるのです。麻痺が自分たちを襲います。頭は考えることをやめ、目を見ることをやめてしまいます。」

このような抗弁は陪審員には通じなかった。陪審員は、被告らを殺人罪として訴追することを決めている。

8.2.3 標準労働日をめぐる闘争

現実の経済は、教科書が描くように市場経済の自由な競争と参加者の利己心によって富の生産と分配がだれにとっても好ましいような結果をもたらすとはいえないものだった。このような現実について上では主として 19 世紀の資本主義の事例にそくして述べたのだが、このような現実がありながら経済学の理論はこの現実をふまえた理論の形成という点では、いくつかの例外（その一つがマルクスの試みであるが）を除けば、市場経済の肯定的側面を過大に評価する傾向があったことは否めない。

19 世紀のイギリスは「世界の工場」であり、もっとも先端的な工業技術を駆使して高い生産力をほこった資本主義世界体制の中枢にあった。そのイギリスにおいて、労働市場と労働現場が市場経済の競争だけに委ねられた場合、＜労働力＞を売る以外に生存の手段をもたない労働者は、子どもであれ大人であれ、資本の支配に従属する以外になかった。安価で従順な子どもの労働が大人の労働者よりも好まれるといったことは通常の経済学の教科書にはでてこない。しかし、労働市場を資本の自由に委ねた場合には、コストの安い＜労働力＞が選択され、しかも、職を求める労働者が多ければ多いほど、労働条件は資本の有利な条件に設定される。病気などで働けなくなった労働者がいたとしても、個々の資本は世代の再生産に責任をもたないから、労働市場から健康な＜労働力＞を調達して酷使することを繰り返してしまう。

上の具体的な事例のなかで、機械から離れることができない子どもに母親が食事を与えるケースが紹介されていた。母親はなぜ働かずに子どもの世話をしているのだろうか？このケースについては、推測の域を出ないが、一般論として、子どもの安価な賃金が大人の仕事を奪い、子どもが働き、大人が失業するケースは現在の途上国の貧困世帯でもみられることである。

このような劣悪な労働環境は、当事者である労働者が異議を申し立てて資本家に対して公正な賃金と労働時間を要求する闘争と、議会や政府による法的な規制が不可欠となる。＜労働力＞という商品については、労働市場における市場経済のルールに基づく相互の自由意志に基づく契約だけに委ねたのでは公正な労働の環境が実現できない。そのために、労働市場は他の市場とは異なって、法的な規制が不可欠な市場である。次回は、こうした労働現場における規制が同時に資本主義的な技術革新と密接に関わる点を論じる。